

平成 30 年 6 月 14 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2017

課題番号：25370840

研究課題名(和文)年金制度にみる近代オスマン帝国社会

研究課題名(英文)Civil Society in the Late Ottoman Empire as Seen in Pension System

研究代表者

小松 香織 (Komatsu, Kaori)

早稲田大学・教育・総合科学学術院・教授

研究者番号：10272121

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、オスマン帝国末期の官営汽船会社の人事記録に関する文書を分析することにより、(1)イスラーム社会における社会保障のあり方としての年金制度の実態、(2)オスマン帝国末期の人々の暮らし、人生を考察することである。トルコ海運公社所蔵の「個人記録文書」を中心史料とし、オスマン朝の公文書、法令集により、年金規則にみる制度設計とその問題点、年金制度が個人の生活にどのような影響を及ぼしたのかを具体的に明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research aimed to examine (1) the pension system as the social insurance of the Islamic society and (2) personnel lives in the late Ottoman society based on personnel records of the state steamship company, the Ottoman public records and regulations. As a result, we made clear the real state of the pension system and its problems as well as its effects on individual lives.

研究分野：トルコ近代史

キーワード：オスマン帝国 近代 社会福祉 年金制度 海運 国民

### 1. 研究開始当初の背景

これまでのオスマン社会史研究は、特に近代史においてその傾向が見られるが、ある集団へのアイデンティティというものに主たる関心がはらわれてきた。その結果、それぞれの集団を形成する個々人の存在は等閑視され、ムスリムであれ、非ムスリムであれ、「民衆」という言葉でひとくくりにされがちであった。そこで、こうした人々の「くらし」や「しごと」に光をあて、後期オスマン社会の様相を従来とは異なるミクロの視点から考察するために、オスマン帝国末期の官営汽船会社の年金に関する文書に着目した。社会史研究上重要なテーマの一つである年金制度を解明すると共に、オスマン社会の構造を「集団」ではなく「個」の集積としてとらえ、パーソナル・ヒストリーを積み重ねることによって、その全体像を明らかにできるのではないかと考えた。

### 2. 研究の目的

本研究の特色は、これまでオスマン帝国の社会経済史研究においてあまり検討されることのなかった社会保障、特に年金制度に着目した点にある。オスマン帝国は軍事大国であり官僚大国でもあった。すなわち軍人、官僚といった国家から支払われる給与によって生活する人々は膨大な数にのぼった。彼らが定年を迎え、もしくは病気やけが等で退職した場合、その後の生活を支えたのが年金である。それゆえ年金制度はオスマン社会を理解する上で重要な要素の一つであるといえる。

そこで本研究は、オスマン帝国において近代的な社会保障システムとしての年金制度がいつごろ、どのような形で整備されていったのか、それが人々の生活にどのような影響を及ぼしたのかについて、トルコ海運史料を手がかりに考察し、オスマン帝国における社会保障のあり方と、庶民のくらしの実態にみる後期オスマン社会の様相とを明らかにすることをめざす。

また、オスマン史の研究は膨大な公文書史料に依拠して発展したがゆえに、支配エリート層が主体となり、ムスリム大衆の研究は等閑視されがちであった。本研究では官営汽船史料から個々人の記録を収集し、パーソナル・ヒストリーを集積することによりこの空白を埋めることも目的とする。

### 3. 研究の方法

本研究ではまず、これまでの研究成果をふまえた上で、官営汽船の「個人記録文書」を用い、個人の履歴、家族構成、年金制度の運用といった項目に焦点を絞ってデータ・ベースを構築し、統計的な数値を得ることにより、年金支給対象者の全体像を把握する。

その上で、当該史料は個人別のファイル形式となっており、人によって文書の種類、点数に大きな差異が見られることから、情報量

の多いものを抽出し、それらを集積して個々の人生を群像として「語る」ことにより、統計数値からは知ることのできない市民生活の様相を探る。同時に当該文書作成の本来の目的である年金支給の問題について、様々な文書から年金制度の運用の実態を明らかにする。制度そのものについては、年金規則の条文を詳細に検討し、制度設計の有り様を解明する。

### 4. 研究成果

#### (1) オスマン帝国の年金制度

オスマン帝国において近代的年金制度の歴史は19世紀中葉に遡る。それまでは、高齢者、病人、障がい者の保護は家族が、それが無理な場合はワクフ(イスラームの宗教寄進財産)が担ってきた。一方、退職者に何らかの給付を施しその生活を支える制度は近代以前から存在しており、その意味では、年金制度は近代化の名において西欧の制度をそのまま取り入れた他の多くの事例とは根本的に異なる。むしろ近代以前の伝統的なシステムを援用し、西欧システムを内面化したといえる。近代的な年金の概念にあてはまる制度は、1866年に設立された陸軍の軍人年金を嚆矢とする。次に1881年公務員のための年金制度が生まれ、官営汽船である特別局がそれに続く。本研究では、1890年に制定された特別局の年金規則の条文から、オスマン帝国の年金制度の原初形態がどのようなものであり、いかなる制度設計の上に成り立っていたのかを明らかにした。

#### 年金支給の条件

年金を受け取る資格を有するのは、特別局に雇用される事務職員、書記、用務員、船長、機関士、船舶書記、操舵手であった。年金の受給は、年金算定在職期間中に給与の5%を積立金として納付していることが条件とされた。納付期間を満たさない場合は納付が完了するまで年金から10%が差し引かれた。たとえば本人が死亡しても遺族年金から徴収され続けた。

#### 年金の種類と支給基準

年金は在職年数に対して支払われる年金と傷病者に対して支払われる年金の2種類があった。前者は、20才を過ぎてからの有給期間が満30年であることを条件に、退職日から遡って10年間の平均月給の50%を年金月額とする。30年以上勤務したものは、超えた年数1年につき前述の年金額の30分の1を加算するので、45年勤続者は退職時の給与の75%を受け取ることとなる。すなわち長期在職者が優遇された。また最低でも月額100クルシユの年金が保障されていた。傷病者に対する年金は、重度の疾病、要介護の障がい者は最後の給与の半額が年金として支給された。軽度の疾病、介護を必要としない障がい者は4分の1、勤続年数が10年以上ならば3分の1が支給された。

### 遺族年金

在職中に死亡し、その時点で年金受給資格を満たしている者、および、退職者で年金を受け取っている者が死亡した場合、遺族に年金が支給された。遺族とは、20才未満の男子、独身の女子、母、祖母である。遺族には本人が受け取っていた年金の半額が支給された。遺族が複数の場合は等分するものとされたが、一人当たりの年金支給額が月額 30 クルシュに満たない場合は、基金が不足分を補填し最低限 30 クルシュが支給された。この条項は最低年金額を保障するシステムとして興味深い。在職中に死亡し、その時点で年金受給資格の条件を満たしていない場合でも、勤続 10 年以上であれば、有資格者の年金額の 3 分の 1 が支給された。

### 年金基金

年金のための基金が設立され、その財源は主に職員の給与および退職者の年金から毎月天引きされる 5% の積立金であった。他には昇進にともなう昇給額の最初の 1 ヶ月分、新規採用の常勤職員の最初の給与の 2 分の 1 が徴収され基金に収められた。

### 年金申請の手続き

年金を受け取るための手続きは、本人あるいは遺族の申請にもとづき、年金基金が審査した後海軍省が支給を決定した。審査項目は、就職の日付と年齢、初任給の額、勤務歴（職歴・期間・給与）、離職歴、刑事罰の有無等である。年金の支給が決定すると本人に年金証書が交付され、イスタンブル在住者は基金から直接、地方在住者は現地の代理店で年金を受け取った。資格の確認のために、本人または遺族は居住地の行政の証明書を定期的に提出することが求められた。

### 年金資格の無い者

に定められた者以外の汽船の乗組員、石炭船、輸送船、はしけの乗員、波止場の繋留係、工場の工員は、傷病者に限り年金を支給された。ただし、30～45 年勤務し、高齢のため働けなくなった者に対しては特別手当を支給するものとし、その額は 30 年勤続者の場合、30 年勤続者の年金額の 1.5 年分、45 年勤続者の場合は、45 年勤続者の年金額の 2.5 年分となる。傷病者年金、特別手当の支給を受けるためには、給与の 2% を基金に積み立てる必要があった。すなわちこのカテゴリーに入れられた者は勤続年数に対する年金の適用外とされたのである。

年金規則の条文からは以下の点が読み取れた。制度設計の根幹は軍人、官僚のものとはほぼ同じである。ただし、適用外とされた多数の下級労働者、臨時職員、賃金労働者への対応を余儀なくされている。総じてできるだけ多くの者が年金制度の恩恵に浴することができるように配慮されていることは、伝統的なイスラームの福祉精神が制度の根幹にあったことを意味している。

## (2) 年金制度の問題点

個人記録文書から年金制度運用の実態を見ると様々な問題点が浮かび上がった。まず、遺族年金受給資格者の変更にはその都度申請手続きが求められた。すみやかに届け出を行っても承認審査にある程度の時間を要したことが当事者間の交信記録からわかる。さらに年金制度運用上の重要な問題の一つは、年金の支給は受給者の自己申告を前提とし、申請しなければ年金は支払われなかったことである。そのため本人死亡後の遺族年金について、本来は有資格者であるにもかかわらず恩恵にあずかれない者が少なからずいたと推測される。特に遺族が未亡人のみであると、当時の女性の識字率、社会性にかんがみて申請をしない、出来ないケースもあった。また、地方在住者に関しても情報伝達の不備から申請漏れが発生した。

年金額が少なく、生計を維持するのが困難なケースもあった。年金を申請したものの、予想される年金額が少ないため引退を撤回して働き続けることにした者や、年金だけでは生計を維持することが困難となり救貧院に入った者もいた。本人の死後、遺族年金の申請があると、当局により受給資格者と認定された者への年金支払いが始まるが、後に新たな遺族年金有資格者が判明して年金の再分割が行われるケースもある。こうした年金の分割は、遺族の数が多ければ一人当たりの額が減少することとなり、前述したような生計維持困難の要因ともなった。

以上のように「個人記録文書」に残された様々な文書から、年金受給の実態を探ると、規則の条文からは読み取れない実際の運用にあたっての問題点が浮かび上がってきた。その多くは受給資格の変更と年金額への不満に関連したものであることが確認された。

## (3) 年金制度と人々の暮らし

本研究では、まず「個人記録文書」から得られたデータに基づいて様々な統計を取り、マクロな視点から年金受給者の実態を数量的に把握し、次に、履歴書などから個々の経歴を追い、ミクロな視点で一人一人の人生の復元を試み、オスマン帝国末期の庶民生活の有り様を考察した。当該史料の中でオスマン帝国期にあたるものははじめの千件ほどに集中している。そこでファイル番号 1 から 999 までの 999 人の中から官営汽船以外の組織に所属した者を除き、805 人分のデータを抽出した。その内訳は洋上勤務者が 589 人、地上勤務者が 216 人である。データの内容は、本人の名前、父親(名前、一部職業)、生年(月日)、出生地、学歴、入社前の経歴、入社年、退社年、勤続年数、退社理由、在職中の経歴、給与、その他特記事項である。その結果、職種別に入・退社年齢、勤続年数、キャリア・パターン、職種による出身地の傾向、給与水準を統計的に把握することができた。そこで、年金制度と人々の暮らしに焦点を絞り、汽船局の年金制度は年金を受け取る者にとって

はたして妥当な制度といえたのかについて検討した。

まず、前述の805人分のデータから、彼らの入社年齢、退社年齢、勤続年数、給与などの分布、平均値を割り出した。入社年齢の平均は24.4才で、18~20才、25、26才で入社する者が多い。退社年齢の平均は52.4才、51、52才で退職する者が多いが、55才から65才までの退職者も決して少なくはない。中には70才を過ぎてなお現役であった者もいる。勤続年数の平均は26.4年であるが、30~35年間勤めた者が多い。注目すべきは、20才以前に入局した者も少なくないという事実である。したがって勤続年数の算定において、20歳未満の実績がカウントされないのは彼らにとって不合理といえなくもない。勤続年数に関しては、30年が29年の2倍以上、31年がさらにこれを上回り最も人数的に多くなっているのは、年金満額支給資格の取得が勤続30年以上であることに起因するのは間違いない。30年で退職した場合、途中で少しでも休職期間があると資格を満たさないことから、31年での退職者が最多となったと推察される。退職時の年齢は、20才で入局した者が30年の勤続年数を満たす50~51才をピークに65才までの間に集中している。以上、統計の数値からみると、多くの者は26才までに入局しており、年金受給権を得られる30年という勤続期間は、56才ころまでに満たされることから、年数的にはほぼ妥当な設定であることが確認された。

それでは、現役時代の半額という支給額はどうか。彼らの現役時代の給与水準、当時の平均的な生活費のレベルなどから、この問題を検討した。給与水準については、洋上勤務者と地上勤務者とはそれぞれ別の給与体系があった。洋上勤務者の給与は、ある汽船の場合、船長の月給が2,000クルシユ、航海士1,000~1,400、甲板長500、船大工400、ウィンチ係400、操舵員400、スチュワード200~300、機関長2000、機関士900~1250、火夫400、石炭夫300となっている。地上勤務者については、局長補佐5,000クルシユ、経営会議メンバー1,000~1,500、経理部長3,000、文書部長2,400、上級の書記・記録係1,000~2,000、役職付きの事務員および一般的な書記・記録係や事務員400~750、用務員・お茶くみ・警備員400といったところであった。こうした彼らの給与水準が当時のオスマン帝国社会においてどれほどのものであったのかを検討した。

まず、洋上勤務者や地上のブルーカラーの給与と比較対照できるデータとして1881年の日雇労働者の日給は7.6クルシユであった。月平均20日働いたと仮定すると月給としては152クルシユとなる。以下同様の計算により、月給に換算して示すと、大工が360クルシユ、れんが職人が386クルシユ、左官が300クルシユであった。船長、機関長は別格として船大工、火夫、石炭夫らの給与はほぼ建設

業界の職人レベルであったことがわかる。

次に、地上勤務者の書記や一般事務員と比較対照できるデータとして1890年代の公務員が一家族を養うためには1,000クルシユの月給が適当であるとされていたという。1912年の記録では、外務省で良質な人材を確保するためには1,500~2,000クルシユの給与が必要であるとされた。1914年にイスタンブールの商工会議所が発表した数値によれば、中流家庭の家計で一月の生活費は平均945クルシユであった。これらのデータと比べると、特別職の地上勤務者のうち書記や一般事務員の給与は公務員よりやや低く、管理職になれば中級公務員よりもかなり高い給与が望めたということがわかる。

以上が汽船局職員の現役時代の給与だが年金額はこの半分である。洋上の船長、機関長、地上の管理職といった高給取りは別として、下級職員の給与はかなり少ない。400クルシユの月給を得ていた者が退職すると年金は単純計算では200クルシユとなる。しかも基本となるのは退職時から遡って過去10年間の給与の平均値であるため、実際にはさらに低い額となる。これでは日雇い労働者と大差ない。そのためか、基本給にさまざまな手当を加算し、年金額を上乗せしていたようである。それでも支給額への不満が恒常的に存在したことが数多く残る嘆願書から推察される。

以上、官営汽船の年金制度についてその実態と問題点、実生活への影響が具体的に明らかとなった。

#### (4) 本研究の成果の総括

本研究は、トルコ海運史料からオスマン帝国の年金制度の実態と帝国末期の社会の様相を考察しようと試みたものである。その結果、まず、特別局の年金規則の条文の検討からオスマン帝国における年金システムの制度設計を把握することができた。また、運用の実態とその問題点を明らかにすることにより、これまで労働問題の視点に偏っていたオスマン帝国の年金制度研究にあらたな視角を提示することができた。

さらに、数多くのパーソナル・ヒストリーの集積から、庶民生活の一端を垣間見ることができ、タンジマート以後の「上からの改革」が草の根レベルにどれほど浸透し、どのような影響を及ぼしたのかオスマン社会の様相を知る手がかりを得られた。

今後の課題としては、特別局年金規則の条文は先行する軍人年金規則、公務員年金規則とおおむね共通していることから、これらが範としたとされるフランスの制度と比較検討することによって、制度の理念に西欧思想とイスラーム思想がどのように反映されているかを考察していきたい。また、オスマン帝国末期からトルコ共和国初期は長い戦乱の時期であり、総力戦に国民を動員する中で、年金制度がどのような役割をはたしたのか

も検討すべき課題である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

小松 香織、オスマン帝国の年金制度と人々の暮らし 官営汽船の事例から、学術研究(人文科学・社会科学編)、2018、169-186

KOMATSU Kaori, Civil Society in the Ottoman Modern Period as Seen in "Maritime Personnel Records", *Memoirs of the Research Department of The Toyo Bunko*, 査読有、No.72, 2015, 125-160

〔学会発表〕(計 1 件)

KOMATSU Kaori, The Ottoman Society as seen from the Marine Personnel Records, WECMES 2014 World Congress of Middle East Studies, 2014

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

小松 香織 (KOMATSU Kaori)

早稲田大学・教育・総合科学学術院・教授  
研究者番号：10272121